

消費者トラブル に気をつけて!

やってみよう!消費者カクイズ

問1

テレビショッピングや通信販売で 買った服がイメージと違っていた。 クーリング・オフできる?





答えと解説は 次のページに

問2

突然来訪した業者に屋根の無料点検をしてもらった。すぐに修理が必要と言われ契約した。 クーリング・オフできる?





答えと解説は 次のページに

問3

キャッシュカードの暗証番号を 忘れて困る。カードの裏面に 書いても良い?





答えと解説は 次のページに

困ったときはまず相談!

消費者トラブル

市町の相談窓口



消費者ホットライン 188 イメージキャラクターイヤヤン

- いやや
- 消費者ホットライン 188 → お住いの郵便番号 → 市町の消費生活相談窓口 につながります
- 石川県消費生活支援センター (076)255-2120

特殊詐欺等

- 警察相談専用窓口 #9110
- 石川県警察本部 (076)225-0110

広告や契約等でトラブルにあいそう、またはあってしまったら情報提供をお願いします

■ 適格消費者団体 認定NPO法人 消費者支援ネットワークいしかわ info@csnet-ishikawa.com (076)254-6733

前ページのクイズの答えと解説

通信販売はテレビや雑誌の広告やチラシなどを見て 自分から注文するため、クーリング・オフはできません。

※ただし、注文時に別の商品等を紹介され、契約してしまった場合は その商品等についてはクーリング・オフの対象となります。



クーリング・オフはできませんが、返品については記載されている 返品ルールに従います。記載がなければ、商品が届いてから8日 以内は送料負担で返品できます。

不意の電話や訪問による強引な勧誘で契約した場合、 一定期間であれば契約を解除(クーリング・オフ)できます。



地域の事業者数社から見積もりを取るなどして、工事の必要性や 相場価格を確認し、その場で契約しないようにしましょう。

万が一紛失した時に悪用される恐れがあるので、暗証番号を メモする際は、キャッシュカードとは別に保管しましょう。



一つの暗証番号を使い回しせず、誕生日や電話番号など 見破られやすい数字は使わないようにしましょう。

グクーリング・オフ制度とは

突然の電話や訪問などで、内容を理解しないまま契約した場合に - 定期間内であれば契約を無条件で解除できる制度です。

※書類の不備などがあった場合は、下記の期間を経過していても クーリング・オフの対象となります。

クーリング・オフ できる

8日間

訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入(買い取り) 継続的なサービス提供(エステ、美容医療、学習塾など)

20日間

マルチ販売、副業のための講習料・登録料など

できない

店舗での購入、通信販売、自動車販売など

※「契約解除通知書」の書き方など詳しいことは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

化粧品・健康商品などの

消費生活相談で多い通信販売解約トラブル

- お試し利用が、定期の利用を前提にしている場合があります。
- 利用規約、支払い総額がいくらなのか、確認しましょう。
- 最終確認画面をスクリーンショットなどで保存しておきましょう。 ※1

※1 スクリーンショットとは・・・スマートフォンやパソコンの画面をそのまま画像にすること

お気をつけください! SNSを使った詐欺が急増しています

SNS〔X(旧Twitter)、Facebook、Instagram、LINEなど〕で興味のある広告を開いたり、知らない人からのメッセージに返信したりすると…

投資詐欺

「絶対もうかる」などと誘われ投資を重ねる。 初めは利益が出ているように見せかけ、出金しようとすると 高額な手数料を要求されたり、連絡がつかなくなる。

ロマンス詐欺

お友達申請などでやり取りが始まり、親密さに乗じているいろな名目でお金を振り込ませる。

闇バイト

「高額バイト」などと募集し強盗や詐欺に加担させられる。

消費者トラブルや特殊詐欺等を防ぐために

- 1 一人でいるときは留守番電話を活用しましょう (通話録音警告機、特殊詐欺防止対策付き電話機の利用も有効です)
- 2 他の広告を見るなどして比較検討する
- 3 本当に信頼できるかな?と疑ってみる
- 4 契約やお金を振り込む前に、一人できめずに誰かに相談する



- ●いろいろな情報を見て、あなたの消費者力を磨きましょう!
- 支援が必要な方を、地域で見守りましょう!

あなたの買い物が「消費者市民社会」を作ります



買い物でできること 例えば…

- ●「てまえどり」や、少量パックなど食品ロスを減らす商品を選ぶ
- 被災地や地元で作られたものを買って「応援消費」する
- 環境・人・社会にやさしいエシカル商品を選ぶ
- 商品やサービスに不具合があったら、消費生活センターや 企業のお客様相談室に相談する

※2「消費者市民社会」とは…

消費者ひとりひとりが買い物をする時に、お店のこと、商品を作った企業、生産者、自然環境、海外の人々や、将来世代のことを考えて商品やサービスを選び、持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会のことをいいます。



エシカル商品を選ぶ際のめやすとして、エコマーク、 有機JASマーク、国際フェアトレード認証、 MSC(海のエコラベル)などの認証マークがあります。













被害にあわないために気をつけよう

- い いりません!断るときははっきりと!
- **し** 知らない電話番号は無視しよう!
- か確認しよう!契約前にしっかりと!
- わ 渡さない!個人情報は大切に!

このリーフレットは、石川県の委託を受け、適格消費者団体認定 NPO 法人 消費者支援ネットワークいしかわ が企画・編集しています。